一般財団法人教員養成評価機構の認証評価手数料に関する規程 新旧対照表

新	旧
認証評価手数料に関する規程	認証評価手数料に関する規程
平成21年10月20日理事会決定 平成22年5月27日改正 平成24年5月24日改正 令和元年5月20日改正	平成22年5月27日改正 平成24年5月24日改正
省略	省略
第2条 機構が徴収する評価手数料の額は、1の教職大学院等につき、 350万円とする。ただし、教職大学院等の認証評価に関する規程第20条に 規定する追評価の評価手数料の額は、1の教職大学院等につき、50万円 とする。	第2条 機構が徴収する評価手数料の額は、1の教職大学院等につき、 300万円とする。ただし、教職大学院等の認証評価に関する規程第20条に 規定する追評価の評価手数料の額は、1の教職大学院等につき、50万円 とする。
省略	省略
附 則(令和元年5月20日改正) この規程は、令和2年4月1日から施行する。	